

# 第 19 回 新潟市都市計画審議会常務委員会

## 議 事 録

日 時：平成 26 年 8 月 26 日（火） 午前 10 時～午前 10 時 25 分

場 所：新潟市役所 本館 6 階 執行部控室

（新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1）

出席委員：3 名

幹 事：新潟市都市政策部長、建築部長

**【大井都市計画課長補佐】**

おはようございます。ただいまから、第19回新潟市都市計画審議会常務委員会を開催します。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます、都市計画課の大井と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、本日の欠席委員でございますが、丸山朝夫委員、石井沙織委員が所用のため、ご欠席でございます。本日の常務委員会は、委員5名中3名の委員の方がご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、幹事といたしまして、市からの出席者を紹介させていただきます。池田都市政策部長、遠藤建築部長、以上でございます。

本日の議案は、皆様に事前に配布させていただきました、議案書ファイルのとおり2議案となります。

それでは、以後の議事進行につきまして、寺尾委員長からお願いいたします。

**【寺尾常務委員長】**

皆さん、おはようございます。

それでは、会議を開きます。大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

はじめに報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【寺尾常務委員長】**

異議なしということですので、撮影を許可します。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど、事務局からご報告がありましたとおり、会議が成立しておりますので、これから議事を進めます。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員を指名します。遠藤哲委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。市長より諮問のあった付議案件の審議に入ります。先ほど事務局よりお話があったとおり、本日は2議案ございますが、いずれも新潟市都市計画審議会

運営要綱第2条第2項第3号に該当する軽易な都市計画の事項として、会長より常務委員会に付託され、審議するものであります。

それでは、事務局は、議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（北区島見町地内）」の説明をよろしく申し上げます。

**【佐藤建築行政課長】**

建築行政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、配布物の確認ですが、全部で2種類です。まず、常務委員会議案、表紙を含めA4が3枚とA3が2枚です。もう一つが、議案の資料で、A4が2枚です。

まず、各議案の説明の前に、議案第1号、第2号共通となる本案件の取り扱いについて説明させていただきます。資料1ページまたはスクリーンをご覧ください。ここに建築基準法第51条本文を記載していますが、一定の処理能力を有する産業廃棄物処理施設は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可されなければなりません。

本案件は、民間が設置する施設であり、社会情勢の変化に影響されやすく、施設の恒久性が担保されないことから、都市計画決定ではなく、本審議会に諮問するものです。一定の処理能力を有する産業廃棄物処理施設は、処理する廃棄物の種類と処理方法により処理能力が定められており、議案第1号については、廃油の油水分離の能力が1日72.22立米で基準の10立米を超えること、議案第2号については、がれきの破碎処理能力が1日73.6トンで基準の5トンを超えることから許可が必要な施設に該当することになります。

それでは、議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（北区島見町地内）」の説明をさせていただきます。都市計画図で申請地の位置をご確認いただきます。議案書の3枚目、A3カラー刷りの地図をあわせてご覧ください。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、新新バイパス豊栄インターチェンジから北に約2.6キロメートル、新潟市北区島見町地内に位置しており、西側の島見町集落から約200メートル、東側の太郎代集落から約1.2キロメートル離れております。

次に、周辺の状況についてです。申請地は、準工業地域及び工業専用地域に位置しており、敷地の過半が準工業地域となっております。申請地近隣には、会社営業所などが立地しております。周辺には学校や社会福祉施設などはなく、島見町集落は西側に位置しており、最寄りの住宅までは約200メートル離れております。なお、申請者は、本計画の申請内容について、周辺企業や自治会に説明を行っており、理解を得ております。

次に、周辺交通への影響についてです。主な搬出入経路は、新新バイパス豊栄インターチ

ェンジより、歩道付4車線道路の国道113号、一般県道島見豊栄線、2車線道路の一般県道島見新発田線を利用する計画となっております。また、搬入、搬出にかかる運搬車両は、1日当たり、3トンから14トンのタンクローリー8台から13台、2トンから4トントラック3台程度です。搬入の時間は午前8時30分から午後7時まで、搬出の時間は午前8時30分から午後4時30分までです。これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であり、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

配置についてですが、黒枠で囲まれた範囲が申請地で、敷地面積は11,732.6平方メートルです。廃油の油水分離施設の処理能力が1日72.22立米であり、基準の1日10立米の処理能力を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

次に、申請施設の周辺環境への影響についてです。資料は2ページにございます。申請者は、本申請にあたり周辺環境影響調査を行っております。まず、騒音に対する影響調査ですが、申請地は、工業専用地域及び準工業地域に位置することから、それぞれの地域の規制基準に基づいて調査を行うこととなりますが、工業専用地域においては法的な規制がないことから、工業地域の第4種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しております。

測定地点は図のとおりで4か所を評価対象として行っており、A地点のみ工業専用地域となっております。騒音についての目標値及び基準値と予測値の比較表ですが、いずれの地点においても目標値及び基準値を超えておりません。

次に、臭気に対する影響調査についてです。資料は3ページにございます。本施設は、条例の規制対象となる施設ではなく、臭気指数の規制対象となる区域にも位置しておりませんが、多様な廃油を扱うことから、複合臭の指標として準工業地域にて規定されている臭気指数の第2種区域の規制基準を目標値として定め、影響を検討しております。測定地点は参考資料のとおりで、6か所を評価対象として行っております。臭気についての目標値と予測値の比較表ですが、いずれの地点においても目標値を超えておりません。

振動については設置する機械の振動値が基準値以下であることから周辺環境影響調査は行っておりません。

最後に本案件を許可相当とする理由ですが、計画地は工業専用地域及び準工業地域に位置し、道路や公園など既定の都市施設に影響がないこと。本計画施設は、廃油の油水分離を行い、再生油の生成を行うことから、天然資源の使用抑制及び二酸化炭素の発生抑制に寄与する施設であること。本計画施設から発生する騒音、臭気は、適正な対策が講じられ、周辺の環境を害するおそれはなく、搬出入道路も適正な整備がなされていることから円滑な交通の支障とならないこと。以上3点より、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと思われしますので、許可相当として本審議会に諮問するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。田中さん。

**【田中委員】**

ございません。

**【寺尾常務委員長】**

事務局、本日、欠席の委員の方に事前説明をした際に、何かご指摘がありましたでしょうか。

**【事務局】**

本日、欠席になりました、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の丸山委員へ、事前に説明させていただいたところ、本件については、特に支障はないとのご意見をいただいております。

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。それでは、議案について反対意見などがないようなので、ここで採決をしたいと思います。議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（北区島見町地内）」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。それでは、議案第1号については、支障なしとして決定いたします。

それでは、引き続き、議案第2号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（西蒲区下和納地内）」の審議に移ります。それでは、事務局、よろしくお願いたします。

【佐藤建築行政課長】

議案第2号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（西蒲区下和納地内）」の説明をさせていただきます。

配布物ですが、第1号議案で使用したものと同一資料となります。インデックスの議案第2号からの資料と参考資料を使用いたします。

都市計画図で申請地の位置をご確認いただきます。議案第2号の2枚目、A3カラー刷りの地図をあわせてご覧ください。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、西蒲区役所から南に約2.9キロメートルの新潟市西蒲区下和納字町田地内に位置しており、東側の桜林集落から約500メートル離れております。以前は、区域区分のない都市計画区域で用途地域が指定されていない地域でしたが、平成23年3月18日より市街化調整区域に指定されております。

次に、申請地周辺の状況についてです。申請地は、平成20年まで現建物を使用して廃棄物処理を行っていましたが、現在は操業しておりません。申請地及び両隣は企業用地として整備した敷地で、東側は廃棄物処理施設が、西側は建築基準法第51条ただし書きの許可を受けた廃棄物処理施設が立地しております。国道116号沿いには、自動車整備工場など、事業及び商業系施設が立地しております。また、周辺には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約100メートル離れております。なお、申請者は、本計画の申請内容について、周辺企業や自治会に説明を行っており、理解を得ております。

次に、周辺道路への影響についてです。主な排出入経路は、歩道付2車線道路の国道116号より、2車線道路市道巻北1-369号線を利用する計画となっております。また、本施設への搬入、搬出にかかる運搬車両は、2トンから10トン車で1日当たり15台程度です。搬出入時間は、午前8時から午後5時までとなっております。これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であり、交通量の増加もわずかであることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

配置についてですが、赤い枠で囲まれた範囲が申請地で、敷地面積は2,267.58平方メートルです。建屋内部にがれきの破碎処理設備が設置される計画で、その処理能力は1日73.6トンであり、基準の1日5トンの処理能力を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となります。

次に、周辺環境への影響についてです。参考資料では4ページです。申請者は、本申請にあたり周辺環境影響調査を行っております。騒音・振動に対する影響調査においては、申請地が騒音及び振動の規制地域に指定されていないことから、法的な規制は受けませんが、地域の実情に合わせて騒音に対しては第3種区域に、振動に関しては第2種区域の規制基準を

目標値として設定し、影響を検討しております。測定地点は、参考資料のとおり5か所を評価対象として行っています。なお、施設の稼働時間は午前8時から午後5時までとなっているため、その時間帯による基準値を採用しております。

騒音についての目標値と測定値の比較表ですが、いずれの地点でも、予測値が目標値を超えておりません。振動に関しても、いずれの地点でも、予測値が目標値を超えておりません。

最後に本案件を許可相当とする理由ですが、本計画施設は、企業用地として整備した敷地にある既存の廃棄物処理施設を利用するものであり、隣接地にも同様の施設が整備されていること。また、道路や公園など既定の都市施設に支障がないこと。本計画施設は、がれき類を破碎し、再生資材として再資源化するための中間処理を行うものであり、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に寄与する施設であること。本計画施設から発生する騒音、振動等は、適正な対策が講じられ、周辺環境を害する恐れはなく、搬出入道路も適正な整備がなされていることから円滑な交通の支障とはならないこと。以上3点より、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと思われまますので、許可相当として本審議会に諮問するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。ただいま、説明のありました議案について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。遠藤さん。田中さん。

**【遠藤委員】**

ありません。

**【田中委員】**

ございません。

**【寺尾常務委員長】**

事務局、欠席の委員の方からは何か事前に伺っていますか。

**【事務局】**

第1号議案と同じく、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の丸山委員に事前説明したところ、特に支障なしとのご意見をいただいております。

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。

それでは、議案について反対意見がないようですので、ここで採決します。議案第2号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（西蒲区下和納地内）」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。それでは、議案第2号について、支障なしとして決定いたします。

以上で、本日の審議は2件とも終了いたしました。本日の審議結果については、次回の審議会において報告いたします。

それでは、審議会を終了いたしますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

**【大井都市計画課長補佐】**

どうもありがとうございました。これで終了といたします。